

議事要旨(1) 企業会計基準「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針(案)」について

標記会計基準等の最終公表の議決にあたり、秋葉統括研究員より、前回の貸借対照表表示検討専門委員会において専門委員から受けた指摘に基づき文案を修正した箇所の確認がなされた。主な変更箇所は以下のとおりである。

自己株式申込証拠金の表示場所としては、その性格上、現行のように自己株式の直前とするのではなく、その直後とする方が適切ではないかとの意見があったため、同日に最終公表の議決が行われた企業会計基準「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」及び同適用指針の関連する文言を修正することを前提として、これらの順序を入れ替える。

基準第 17 項の「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』の一部も素材に議論を重ねた」との記述に対して、これを素材とすることの是非について複数のコメントが寄せられたことを受け、「当該討議資料も議論の参考としたことを意味するものであって、これに従って本会計基準を開発したのではない」旨の追加説明を行っていた。しかし、前回の専門委員会において、本会計基準及び適用指針の内容は、企業会計基準委員会での審議を経て得られた結論であるから、前記のような説明までする必要はないとの意見があったことを受けて、これを削除した。

前回の専門委員会において、適用指針第 13 項の少数株主持分に関する会計処理の記述に、子会社の時価発行増資に伴い親会社の払込額と親会社の持分の増減額との間に生ずる差額(いわゆる持分変動差額)についての取扱いを追加すべきではないかとの指摘があったことを踏まえ、これについては連結原則に従うことを明確にした。

前々回の専門委員会での指摘を受けて、繰延ヘッジ損益を純資産の部に記載することとなっても、本会計基準の適用による表示の変更によって、繰延ヘッジの方法そのものや、為替予約等の振当処理における直先差額の取扱いは、従来とは異なる旨の説明を適用指針第 13 項に追加していた。しかし、前回の専門委員会において、繰延ヘッジ損益は評価・換算差額等の内訳項目であり、その取扱いについての記述を、新株予約権や少数株主持分と同列に扱う記載の仕方はバランスを欠くのではないかとの指摘があったため、新株予約権、少数株主持分、評価・換算差額等を並列にし、指摘のあった記述は、評価・換算差額等の内訳である繰延ヘッジ損益についてのものであることが外観として明らかになるよう、記載上の工夫を行った。

これに対して委員から、適用指針第 3 項で示されている表示の雛型のうち、公開草案では「資本剰余金合計」と「利益剰余金合計」があったのに現行案では欠落しているが、これらも表記すべきではないかとの意見があり、そのように対応することとした。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。